

大 島 町

土 砂 災 害 避 難 計 画

平成 27 年 11 月

東 京 都 大 島 町

大島町土砂災害避難計画 目次

【本 編】

第1章 総 則	1
第1節 はじめに	1
第2節 目的	2
第3節 検討方法	3
第4節 関連する法令や計画、各種報告書、国のガイドライン	4
第5節 計画の修正	5
第6節 他の計画との関係	6
第7節 用語の定義	7
第2章 役割と初動態勢	9
第1節 各防災関係機関の役割	9
第2節 初動態勢	11
第3節 情報の収集と伝達	15
第3章 避難勧告・指示の発令	17
第1節 発令基準	17
第2節 発令手順	20
第3節 伝達方法	23
第4節 留意事項	25
第4章 避難対策及び避難計画	27
第1節 基本的な考え方	27
第2節 避難対象区域・避難対象者	28
第3節 避難所の指定	32
第4節 避難経路	34
第5節 避難方法	35
第6節 避難誘導	36
第7節 避難所開設・運営	37
第8節 避難所設備・機能	39
第9節 備蓄計画	40
第5章 要配慮者の避難対策及び避難計画	41
第1節 基本的な考え方	41
第2節 避難対象区域・避難対象者	43
第3節 避難所の指定	47
第4節 避難経路	48
第5節 避難方法	49
第6節 避難誘導	50
第7節 避難所開設・運営	51
第8節 避難所設備・機能	52

第9節 備蓄計画.....	53
第10節 その他.....	54
第6章 観光客等の一時滞在者の避難対策及び避難計画.....	55
第1節 基本的な考え方.....	55
第2節 避難対象区域・避難対象者.....	56
第3節 避難所の指定.....	56
第4節 避難経路.....	56
第5節 避難方法.....	57
第6節 避難誘導.....	58
第7節 避難所開設・運営.....	59
第8節 避難所設備・機能.....	59
第9節 備蓄計画.....	59
第10節 その他.....	59
第7章 土砂災害に対する備え.....	60
第1節 基本的な考え方.....	60
第2節 内容.....	61
第3節 啓発の手段.....	62
第8章 その他.....	63
別添1 気象庁の発表情報に基づく避難行動計画.....	64
別添2 気象庁予報部発表の警報・注意報発表基準一覧.....	66
別添3 「土砂災害警戒区域等警戒避難体制の基準」（住民説明資料）.....	67
別添4 「避難準備と避難の心得」及び「備蓄・非常用持ち出し品リスト」（住民説明資料）.....	68
別添5 土砂災害ハザードマップ.....	69

第1章 総 則

第1節 はじめに

平成25年10月16日台風26号の影響で、深夜帯において記録的な豪雨となり、元町地区等で大規模な土砂災害が発生、死者36名という尊い命が犠牲になり、行方不明者も3名となる等、大きな被害を受けた（平成26年3月1日現在）。さらに、引き続き発生した台風27号の接近に伴い、高齢者など要配慮者の島外避難が必要になり、住民に大きな負担が生じ、また、避難勧告等の発令時期や発令基準などが明確化されていなかったため、住民の安全な避難を進める上で課題が残った。

大島町は、暫定的な土砂災害ハザードマップを平成25年12月に公開し、「特別な警戒を要する地域」と「その他の警戒を要する地域」を定義して、避難所の指定や避難勧告等の発令に関する暫定基準を整理するとともに住民への周知を行うなどの避難対策を行った。さらに、応急対策として、元町地区の大金沢を中心に流路復旧、堆積工補強、土石流ネット、仮導流工設置などが進められた。

平成26年3月には「伊豆大島土砂災害対策検討委員会（事務局：東京都建設局）」による報告書が公表され、応急対策後の短期（3 か年）、及び中・長期に渡るハード対策が示された。しかし、ハード対策には時間がかかることも事実であり、官民協働によるソフト対策（監視・情報周知・避難体制の整備・防災意識の向上など）の充実を図っていくことが重要となっている。

平成26年6月には、大島町と防災関係機関、住民の連携を強化し、住民の安全な避難を実現するため、暫定的に「大島町土砂災害避難計画」を策定し、これを実施してきたが、「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域等に関する基礎調査」が平成27年4月28日に東京都より公表されたことを受けて、「大島町土砂災害ハザードマップ（暫定版）」の作成を行い、全世帯に配布した。

さらに今回、「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」等の指定が平成27年6月30日に公示されたことを受けて、すみやかな住民周知を図るため「大島町土砂災害ハザードマップ」を改定し、平成27年10月に確定版のハザードマップとして全世帯に配布した。

今後も防災関係機関に広く意見を募り、「自助・共助・公助」の役割をバランスよく発現させ、的確な避難行動を実現するため、避難対策等のソフト対策を確立していくものとする。

第2節 目的

本計画は、土砂災害の危険性が切迫した地域におけるすべての住民、観光客等の一時滞在者（以下、「避難者」という。）を対象に、大島町が作成する避難計画であり、行政機関および防災関係機関、そして住民が本計画について共通認識を持ち、土砂災害から避難者の生命と身体の安全を守ることを目的とする。

第3節 検討方法

本計画は、暫定版をもとに、次節に掲げる法令や計画、各種報告書、国のガイドライン等を踏まえ、大島町が策定するものである。

表 土砂災害避難計画策定会議のスケジュール及び検討内容

策定会議	日時	検討内容
第1回	平成27年 7月9日	・全体スケジュールの確認
第2回	平成27年 8月7日	・避難計画の基本方針の検討 ・避難区域の設定 ・現地調査による避難所施設の検討 ・土砂災害ハザードマップの作成内容の検討
第3回	平成27年 9月11日	・避難計画の構成の検討 ・避難所の過不足に関する検討 ・要配慮者および観光客の避難支援についての検討 ・土砂災害ハザードマップの修正 ・避難者向け資料の検討

第4節 関連する法令や計画、各種報告書、国のガイドライン

本計画を策定するにあたって、以下の法令や計画、各種報告書、国のガイドライン等を踏まえた。

表 関連法令等一覧

関 連 法	災害対策基本法（1961-）
	砂防法（1897-）
	地すべり等防止法（1958-）
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（1969）
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）（2000-）
計 画	大島町地域防災計画（平成 20 年度修正）
報告書・ガイドライン	台風 27 号通過後における土砂災害危険箇所の再点検結果について （平成 25 年 10 月 27 日国土交通省関東地方整備局）
	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法（案）（平成 17 年 6 月国土交通省砂防部他）
	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案） （平成 17 年 7 月国土交通省河川局砂防部砂防計画課他）
	土砂災害警戒避難ガイドライン （平成 27 年 4 月国土交通省砂防部）
	伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書 （平成 26 年 3 月伊豆大島土砂災害対策検討委員会）
	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン （平成 27 年 8 月内閣府（防災担当））

第5節 計画の修正

本計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるとき、または以下の時に修正するものとする。

- (1) 避難計画を円滑に推進するためには、防災関係機関との密な調整、意見交換が必要であることから、広く意見を募り、1～2年を目処に見直しを行うこととする。
- (2) 東京都（建設局河川部）が土砂災害防止法第4条の規定に基づく基礎調査を実施し、東京都知事が同第6条及び第8条の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行った場合、町は、土砂災害防止法第7条の規定に基づいて本計画案を見直し、地域防災計画に反映する。

第七条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の長。以下同じ。）は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

2 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、第一項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（土砂災害防止法より抜粋）

第6節 他の計画との関係

本計画の実施に当たっては、地域防災計画等の他の計画との調整を図り、計画を円滑に進めていくものとする。

第7節 用語の定義

本計画で使用する用語を以下の通り、定義する。

表 用語一覧

用語	定義
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、東京都が指定した区域。急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	「土砂災害防止法」に基づき、東京都が指定した区域。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を指定する。
要配慮者	高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時に特別な配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち特に避難支援を必要とし、避難行動要支援者名簿の掲載対象となる者。大島町においては、以下のとおり定義する。 以下のいずれかに該当し、かつ家族等の支援が得られず避難支援を必要とする者。 ① 介護保険要介護度1～5の認定者 ② 一人暮らしまたは高齢者世帯のうち自ら避難することが困難な者 ③ 身体・知的・精神障がい者 ④ 在宅治療、療養等患者 ⑤ 上記①、②以外で、民生委員等の情報により、町長が災害時に避難支援等が必要と判断した者。
避難行動	「避難行動」は数分から数時間後に起こるかもしれない土砂災害から「命を守るための行動」を指し、立ち退き避難や屋内安全確保がある。
立ち退き避難	指定避難所や安全な場所へ移動する避難行動を言う。
屋内安全確保	土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物の上階（2階以上）に移動し、屋内に留まり、安全確保を行う避難行動を言う。

用語	定義
避難所	避難勧告等が行われた際に、避難者を受け入れる施設で町が指定する避難所。
福祉避難所	東京都においては二次避難所（福祉避難所）と定義されている避難所。大島町では、避難勧告等が行われた際に、避難行動要支援者等を受け入れる避難施設で必要な支援を行う施設として、福祉避難所と定義する。
自主防災組織	島内 8 地区に分け、共助を目的として各地区内をブロック、班という組織形態で構成されている住民組織。それぞれ地区・ブロック・班に役員を配置しており、65 ブロック、192 班が組織されている（平成 27 年 11 月 2 日現在）。自主防災組織への加入は、住民基本台帳を基本とするが、当町に住民登録が「ある・なし」にかかわらず、町で生活している人は防災上の観点から組織に登録される。

第2章 役割と初動態勢

第1節 各防災関係機関の役割

地域防災計画：第16部警備・交通規制（本編 p75～）

第17部避難者対策（本編 p79～）

各防災機関の土砂災害時の避難態勢における役割はおおむね以下の通りとする。

【町】

土砂災害の恐れのある時は、地域防災計画に基づき必要な態勢を整え、情報収集と伝達、連絡調整を行い、必要に応じて避難勧告等を発令する。避難情報を発令した際には、住民や関係機関へ周知し、避難者支援（要配慮者支援、避難誘導、避難所開設、運営）を行う。また、防災関係機関へ支援要請等を行う。

災害が発生した際には、被害状況を確認し、関係機関へ報告する。状況に応じて災害対策本部の設置及び、災害派遣要請を行う。

【東京都大島支庁】

土砂災害の恐れのある時は、町と対応方針について協議を行い、東京都災害対策本部条例に基づき、適切な措置を講ずるとともに、東京都総務局総合防災部及び関係機関との連絡調整にあたる。また、町の要請によって避難者への避難誘導及び避難所開設の支援を行う。さらに、所管施設の巡回点検等を実施し、安全対策を講じる。

災害が発生した際には所管施設の応急対応を実施し、町と、自衛隊等への災害派遣要請を協議する。

【東京都総務局総合防災部】

土砂災害の恐れのある時は、東京都災害対策本部条例に基づき、適切な態勢を取り、措置を講ずるとともに、台風の場合は気象庁とともに気象情報連絡会（台風説明会）を開催する。気象情報が発表された際は、大島支庁・大島町の防災担当者にFAXおよび電話で伝達し、受令確認を受ける。

避難指示等が発令された場合は、東京都各局、警察、消防等の各機関に気象状況、大島町と都の対応について連絡調整し、大島支庁・大島町から避難所設置、避難者数等、町の対応状況等について情報収集を行い、プレス発表する。

災害が発生した際には、情報連絡態勢から災害即応態勢へ切り替え（災害即応対策本部・応急対策本部設置準備を行う）て、大島支庁と調整しながら、大島町への支援内容を検討する。

【島しょ保健所大島出張所】

町及び大島支庁と情報連絡体制をとり、情報収集と伝達に努める。保健所は、避難所の衛生管理体制等の指導を実施する。また、町の依頼により、福祉避難所の運営支援等を行う。

【大島町消防本部、消防団】

土砂災害の恐れのある時は、本部及び各分団ともに情報連絡態勢を取り、情報の収集と伝達に努める。また、町と消防団幹部、消防本部は、随時対応について協議を行い、避難者支援（情報伝達・避難誘導等）を行う。

【大島警察署・各駐在所】

土砂災害の恐れのある時は、町との連絡態勢を取り、情報収集と伝達に努める。また、町・大島支庁と適切に協議を行い、避難者支援（情報伝達・警備・避難者誘導等）を行う。

【社会福祉協議会・福祉関係者】

土砂災害の恐れのある時は、町との連絡態勢を取り、避難行動要支援者への避難支援（情報伝達・避難誘導）を行う。

【自主防災組織】

土砂災害の恐れのある時や避難勧告発令時、班単位での避難活動及び班員同士の避難誘導活動を行う。

※別添1は、各防災関係機関の役割を時系列に整理した「気象庁の発表情報に基づく避難行動計画」(p64)である。

第2節 初動態勢

地域防災計画：第10部災害応急対策の活動態勢（本編 p40～）

第11部通信連絡活動（本編 p48～）

(1) 初動態勢

町は、土砂災害が発生した際、または発生する恐れがある場合は、地域防災計画（第10部災害応急対策の活動態勢等）に従い、災害応急対策の実施に努めるものとする。

職員の配備態勢に当たっても、以下に定める非常配備態勢によって災害応急対策を実施する。

表 非常配備態勢の種別（時期・態勢・動員態勢）

配備態勢	時期	態勢	動員態勢
監視態勢	大雨注意報が発令される可能性がある場合、または大雨注意報が発令され、監視が必要と判断されたとき。	気象情報等の情報収集等を行う態勢 夜間宿直態勢	防災担当職員 夜間宿直2名態勢
第1非常配備態勢	おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき	各種災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他の災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	課長級の職にある職員、各出張所長及びこれに準ずる職員以上の職員 本庁・各出張所の要配慮者対応職員
第2非常配備態勢	おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合、もしくは局地災害が発生した場合、またはその他の状況により、町本部長が必要であると認めたとき	第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢	同上の他、係長級の職にある男性職員
第3非常配備態勢	事態が切迫し、管内の数箇所で災害が発生すると予想される場合、もしくは発生した場合、またはその他の状況により町本部長が必要と認めたとき	数箇所の災害に直ちに対処できる態勢	同上の他、男性職員全員
第4非常配備態勢	災害が拡大し、第3非常配備態勢では対処できない場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき	本部の全力をもって対処する態勢	全職員

(2) 休日・夜間の初動連絡態勢

休日・夜間の宿日直者は、土砂災害に関する非常事態発生の通報（防災関係機関または、土砂災害の前触れ等町民からの通報を含む）を受けたときは、直ちに防災担当者及び総務課長、副町長へ連絡する。

また、防災担当者は、あらかじめ定められている緊急連絡網に基づき連絡し、初動態勢を確保する。

(3) 通信連絡態勢

町は、災害時における迅速な応急対策活動を実施するため、地域防災計画（第11部通信連絡活動 p48～）に従い、都及び関係防災機関との間の通信連絡系統及び機材を確保しておくものとする。

通信系統図は、災害対策本部が立ち上がった場合を前提としている。なお、大島支庁大島地方隊は東京都災害対策本部が組織するものである。

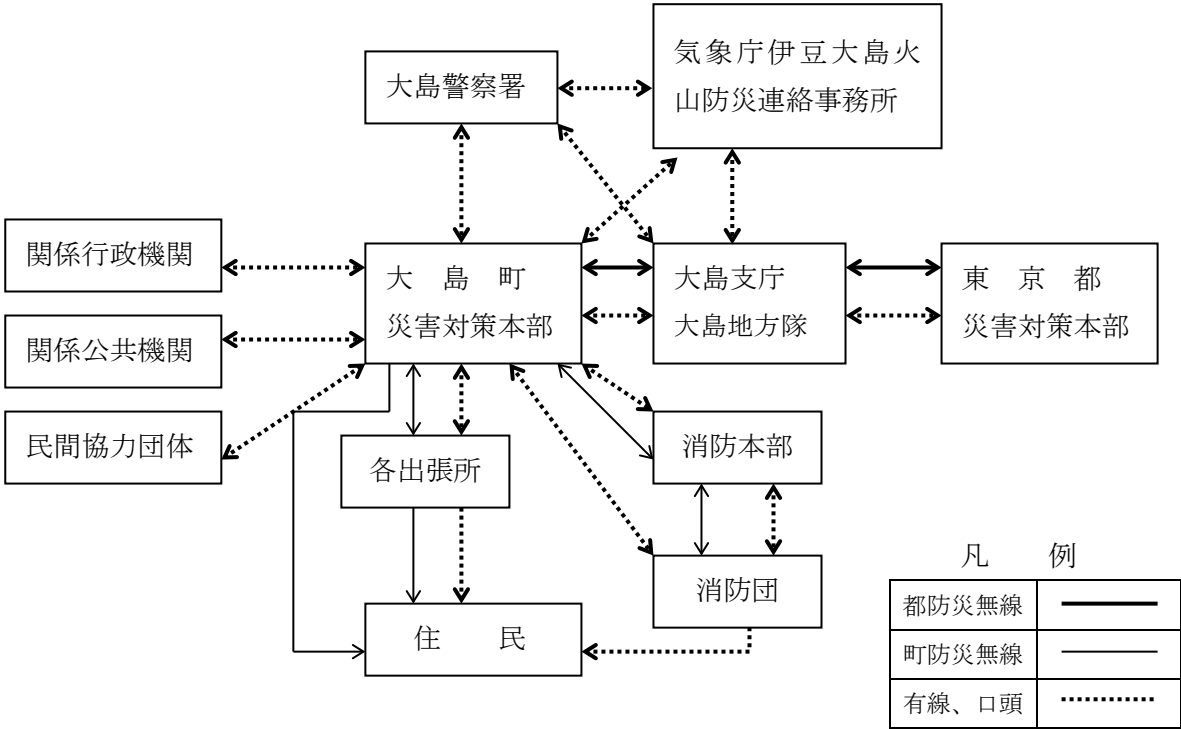


図 防災組織通信系統

表 通信態勢、各機関の指定電話及び連絡責任者一覧

機 関 名	電話番号	連絡責任者	備 考
大島町	2－1 4 4 3	総務課長	
東京都大島支庁	2－4 4 1 1	総務課長	
警視庁大島警察署	2－0 1 1 0	次 長	
気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所	2－1 1 6 6	所 長	
大島町消防本部	2－0 1 1 9	次 長	
大島町消防団本部	2－1 2 4 4	総務部長	
東京電力（株） 大島事務所	2－2 3 4 1	所 長	
NTT 東日本 伊豆大島サービスセンタ	2－1 9 8 5	所 長	
東海汽船（株）大島営業所	2－2 3 1 1	支 配 人	
大島旅客自動車（株）	2－1 8 2 2	所 長	
大島郵便局	2－1 9 0 1	局 長	
大島町商工会	2－3 7 9 1	事務局長	
大島運送機関代表	4－0 6 1 1	代 表 者	港運送
大島建設業協会	2－4 5 6 0	事 務 局	
大島漁業協同連絡協議会	4－0 0 0 7	総務課長	伊豆大島漁協本所内
JA 東京島しょ伊豆大島支店	2－3 5 0 6	支 店 長	
大島社会福祉協議会	2－3 7 7 3	事務局長	
大島老人ホーム	2－2 3 6 0	施 設 長	
大島医療センター	2－2 3 4 5	事 務 長	

第3節 情報の収集と伝達

地域防災計画：第5部災害予防計画（本編 p20～）

(1) 通報窓口の設置

町は、防災関係機関及び町民からの通報窓口を設置し、土砂災害の前触れ等に係る情報を収集するものとする。

窓口：大島町 防災対策室 2-0035

(2) 気象情報や雨量情報の収集と伝達

町は、土砂災害による被害を軽減・防止するために、気象庁が発表した大雨に関する注意報や警報、気象庁と都が発表する土砂災害警戒情報を迅速・的確に収集し、周知するよう努める。

- ・町は、気象庁とホットラインで状況確認を随時行う。
- ・町は、東京都総務局総合防災部より発せられる気象情報に関する FAX の受領及び受令確認を行う。
- ・町は、防災情報行政無線を通じて、気象情報の周知と注意喚起の呼びかけを行う。

【注意喚起の放送例】

○時○分、気象庁予報部より大雨警報が発表されました。濁り水が出たり、道路が冠水する恐れがありますので、今後の気象情報にご注意ください。

(3) 大雨特別警報における全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用

町は、防災行政無線の自動起動システムとして、平成 20 年度より全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備・運用しており、全地区に対し大雨特別警報を即時伝達周知するものとする。

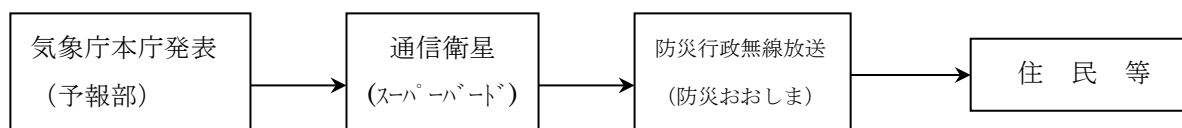


図 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用イメージ

(4) 土砂災害警戒情報の運用

①土砂災害警戒情報について

町は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、島内の住民等に伝達し、町長が発令する避難勧告等の判断に活用するものとする。(第3章に記載)

また、土砂災害警戒情報の内容は、警戒対象地域、警戒文と警戒対象地域や強い雨が降る範囲等を示した図から構成され、災害対策基本法第5条で基礎的な地方公共団体とされている区市町村に警戒を呼びかけることから、警戒対象地域には区市町村名が記述される。

土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、土石流とがけ崩れである。

②土砂災害警戒情報の伝達

都と気象庁が共同して雨量情報を監視し、2時間後の予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過したときに発表されるもので、都は、区市町村及び各支庁・都建設事務所へ防災ファックスを利用し、情報が伝達される。

町では、伝達された土砂災害警戒情報を島内の防災関係機関及び住民へ伝達するために、防災行政無線放送及び広報車等を利用し、情報を伝達するものとする。

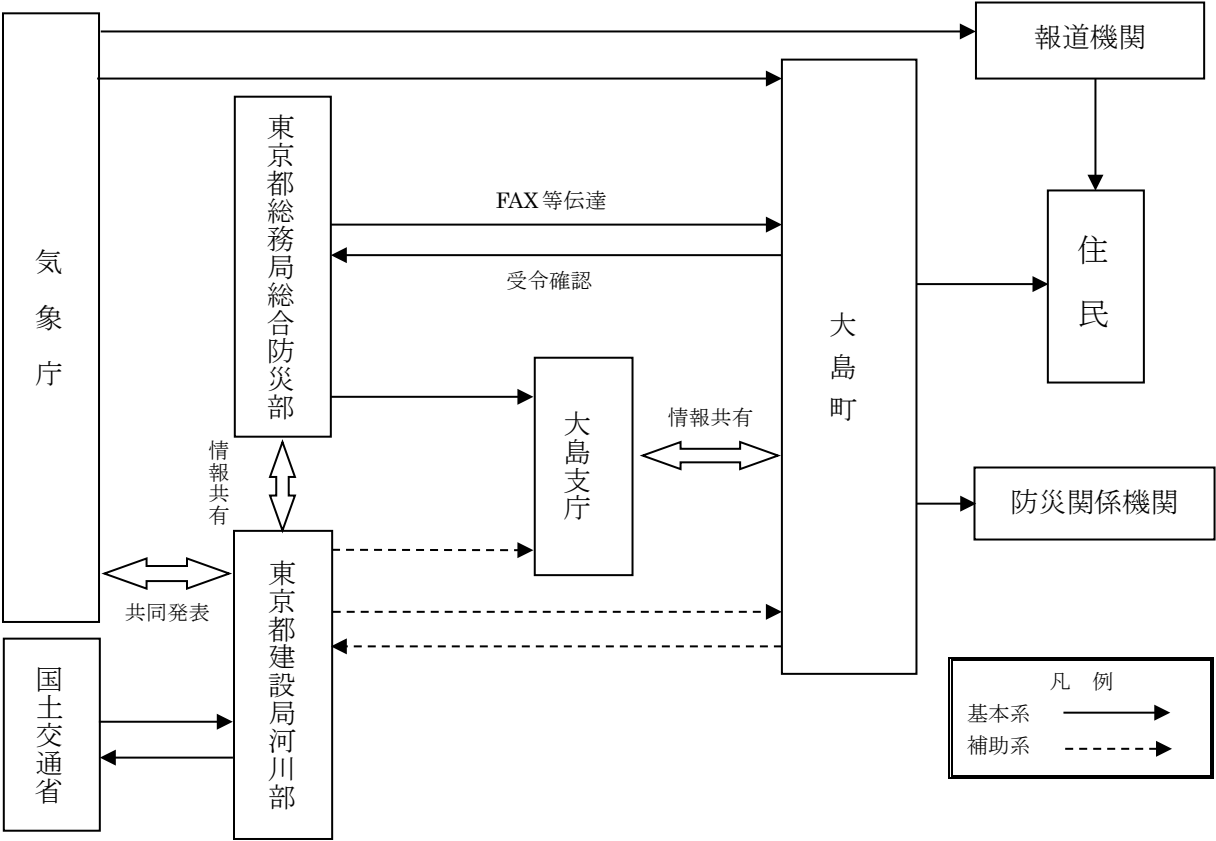


図 土砂災害警戒情報伝達系統図

第3章 避難勧告・指示の発令

第1節 発令基準

地域防災計画：第17部避難者対策（本編 p79～）

（1）基本的な方針

土砂災害の前兆現象は捉えにくく、発生予測は難しいため、避難勧告・指示の空振りが多くなることが予測されることから慎重な判断が求められる。しかしながら、土砂災害はひとたび発生すると現象（土石流・がけ崩れ）のスピードが速いことから、取り返しのつかない事態を招く危険性を回避するため、現象が発生する前に、避難を完了させることを目指す。

土砂災害時の避難に関する明確な基準を適切に設定し、空振りを恐れず、避難準備・避難勧告・避難指示の発令を行うものとする。

(2) 土砂災害に対する避難等の発令基準

大島町では、平成25年12月に、気象庁が発表する気象情報(通常の8割基準)と町の判断によって、避難勧告等の指示を行う暫定の基準を設定していたが、平成27年4月30日に東京都による土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表をうけて、平成27年7月10日に避難体制の基準及び東京都による基礎調査公表データに基づいたハザードマップを作成し配布した。巻末に「土砂災害警戒区域等警戒避難体制の基準」を掲載する。

なお、平成27年6月30日に東京都により土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされ、7月30日には気象庁による大雨警報・大雨注意報および気象庁・東京都の合同発表となる土砂災害警戒情報の発令基準が8割から通常の基準に戻っている。

(3) 発令の解除

大雨警報や土砂災害警戒情報の解除をひとつの目安として、気象状況及び現地状況を十分確認したうえで避難勧告等を解除するものとする。

現地状況については、消防団等の協力のもと、巡視・点検を行い、土砂災害警戒区域等において土砂災害の前兆現象等がないことを確認するとともに、住民が避難所から帰宅するための避難経路についても安全性を確認する。

土砂災害が発生した箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれなくなり、安全であることを確認する。この場合、土砂災害に関する専門家等の意見を参考にして判断する。

【土砂災害に関する専門家を擁する関係機関】

東京都建設局河川部

国土交通省 TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）

国土交通省 水管理・国土保全局砂防部

砂防学識経験者

等

第2節 発令手順

地域防災計画：第10部災害応急対策の活動態勢（本編 p45～）

第17部避難者対策（本編 p79～）

（1）基本的な流れ

町が行う避難準備・避難勧告・避難指示の発令は、気象情報や実況雨量、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、気象庁予報部とのホットラインに基づき、地域別に危険性を確認し、大島支庁長、大島警察署長、気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所長と協議の上、最終的には町長が判断し発令するものとする。

町長に事故があるとき、連絡が取れないときは、副町長がその職務を代理する。

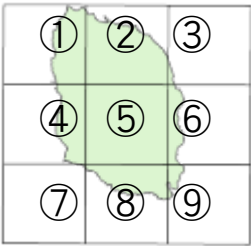
（2）土砂災害警戒判定メッシュ情報の活用

避難勧告等の判断に活用する土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、気象状況等を総合的に判断し、市区町村ごとに発表されるものである。一方、土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km四方の領域（メッシュ）毎に階級表示した情報で、分布図で発表されているものである。

大島町では9つのメッシュに分割されており、地域的に土砂災害発生の危険性を把握できるため、町は、地域ごとの避難勧告等の判断材料として、土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用するものとする。

例：泉津地区の避難等については、②のメッシュに、注意報・警報の基準を超過した階級が表示された場合、特別警戒区域内（レッドゾーン）または、警戒区域内（イエローゾーン）に対して避難準備・勧告・指示発令の検討を行う。

表 土砂災害警戒判定メッシュ情報と判断の基準

	メッシュの階級	避難勧告等の判断基準
 大島町における 土砂災害 警戒情報メッシュ *①～⑨は気象庁 5kmメッシュ	■ 紫 実況で土砂災害警戒情報の基準を超過	【特別警戒区域への避難指示・警戒区域への避難勧告】 ・土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報のうち、実況で土砂災害警戒基準を超過した場合（濃紫メッシュ） ・大雨警報（土砂災害）が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象が発見された場合 ・激しい雨が継続的に見込まれる場合 【特別警戒区域・警戒区域への避難指示】 ・土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報のうち、実況で土砂

第3章 避難勧告・指示の発令

		災害警戒基準を超過した場合（濃紫メッシュ） ・土砂災害警戒情報が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合 ・山鳴り、流木等の流出の発生が確認された場合 ・伊豆大島における土砂災害と雨量の関係に知見に基づく雨量が予想されるまたは実況で達した場合
	■ 薄紫 予想で土砂災害警戒情報の基準を超過	【特別警戒区域への避難勧告・警戒区域への避難準備情報】 ・土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報のうち、予想で土砂災害警戒基準（薄紫メッシュ）を超過し、さらに継続的に降雨が見込まれる場合 ・強い降雨を伴う台風の接近が予想される場合
	■ 赤 実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過	【特別警戒区域への避難準備情報】 ・大雨注意報が発表されている状況下で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及され、さらに継続的に降雨が見込まれる場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準（赤メッシュ）を超過した場合 ・台風の接近に伴い、暴風警報等が発表されている又は発表されるおそれがある場合（避難行動が困難な状況）
	■ 黄色 実況または予想で雨注意報の土壌雨量指数基準を超過	・大雨注意報が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨注意報の土壌雨量指数基準を超過した場合（黄メッシュ）
	□ 白 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満	特になし

(3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報の留意点

土砂災害警戒判定メッシュ情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、気象状況等を総合的に判断して発表される。このため、これらの発表状況と土砂災害警戒判定メッシュ情報とは、整合しない場合がある。
- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報は、雨量に基づいて土砂災害発生危険度を判定したもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生場所・時間・規模等を特定することはできない。
- ・利用にあたっては、該当する5kmメッシュの周辺の危険度も参考にするなど、警戒エリアの面的な広がりにも着目する。また、土砂災害警戒判定メッシュ情報のみに依るのではなく、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

(4) 土砂災害警戒判定メッシュ情報の気象庁の発表例

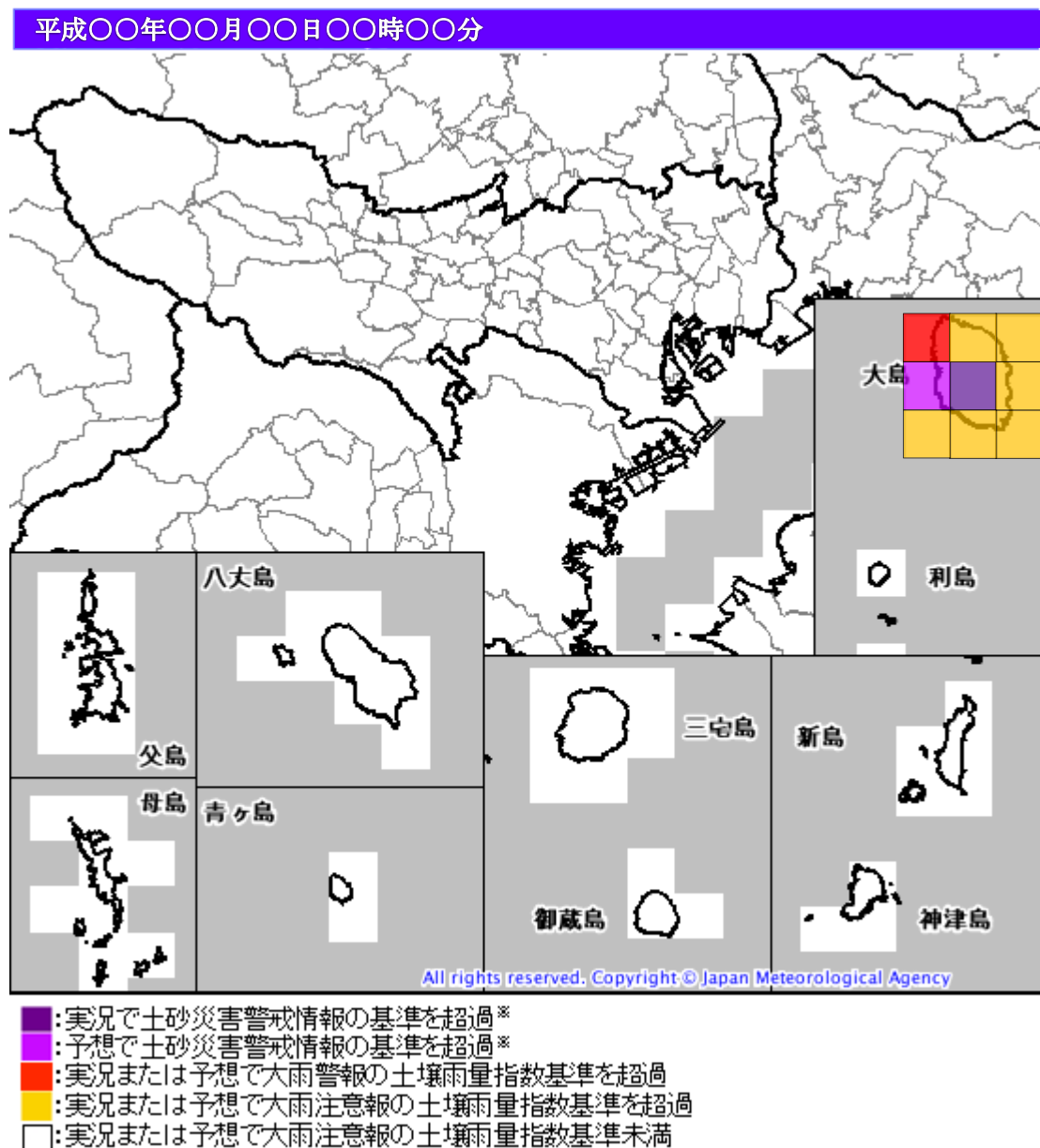


図 土砂災害警戒判定メッシュ情報東京都のページのサンプル

第3節 伝達方法

地域防災計画：第10部災害応急対策の活動態勢（本編 p40～）

第11部通信連絡活動（本編 p48～）

第13部災害広報・広聴活動（本編 p60～）

(1) 伝達系統

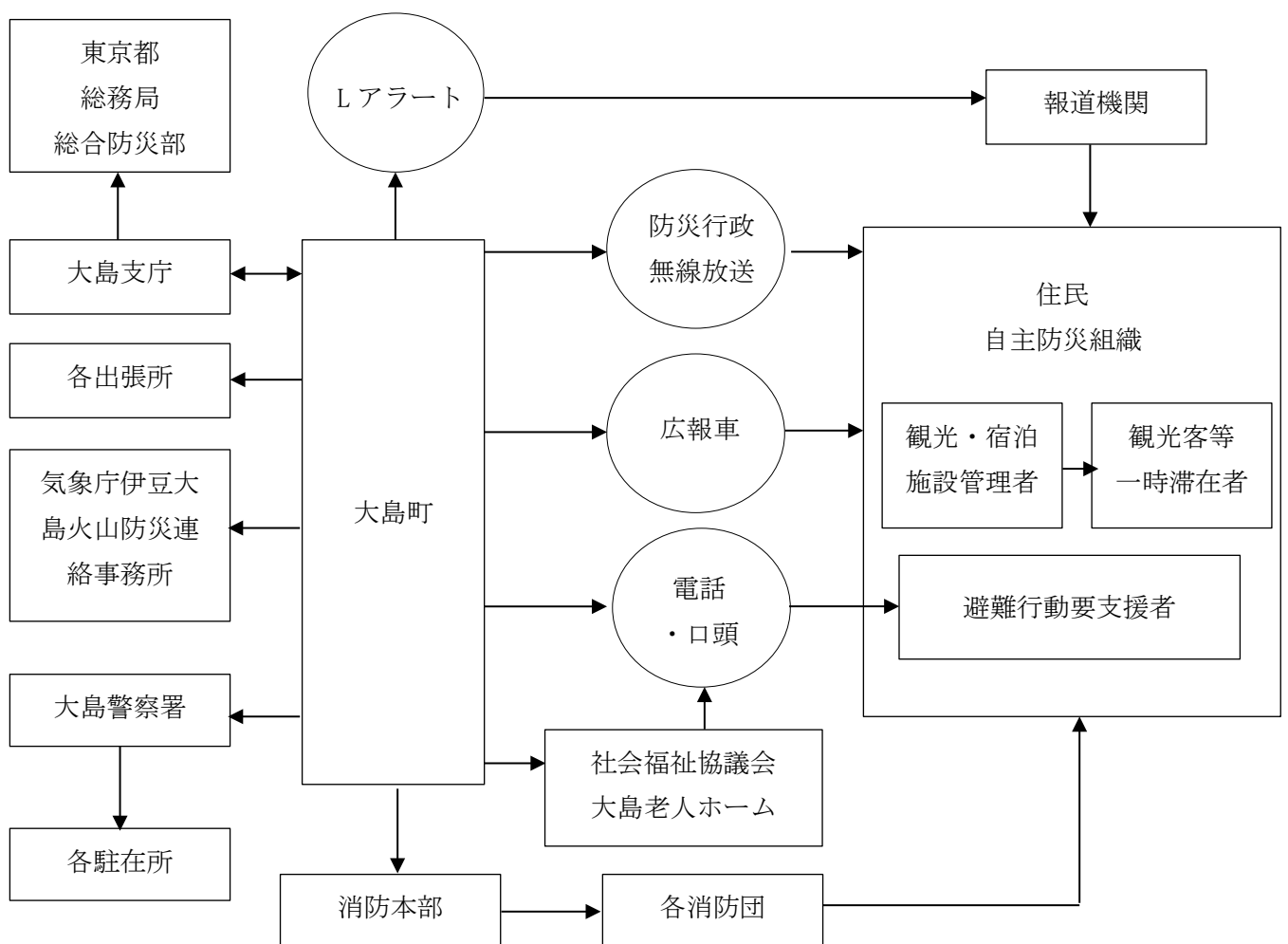
町は、避難準備、避難勧告・指示の発令を行った後直ちに、防災行政無線放送及び広報車、消防団を通じて、避難者へ伝達する。

避難行動要支援者に対して、町から電話・口頭で個別に伝達を行う。詳しくは第5章で記載する。

観光客等の一時滞在者に対して、観光施設管理者や宿泊施設管理者に協力を要請し、避難情報を伝達する。詳しくは第6章で記載する。

また、避難勧告・避難指示の発令を行った後直ちに、災害情報共有システム（Lアラート）に情報をアップロードし、テレビやラジオ等の報道機関を通じて避難者へ周知するものとする。

その他、地域防災計画第10部災害応急対策の活動態勢（本編 p40～）、第11部通信連絡活動（本編 p48～）、第13部災害広報・広聴活動（本編 p60～）に準ずる。



(2) 伝達例文

防災行政無線放送の例は、以下の通りである。また、地区ごとの世帯数、避難所も併せて放送し、必要に応じて関連する字名や周辺施設名を含めて、観光客等一時滞在者にもわかりやすい放送文にするよう努める。

・避難準備の放送例

「(チャイム) ●●地区○○地域(箇所)の□□世帯の皆さんは、・・・のため、避難準備をしてください。」

・避難勧告の放送例

「(チャイム) ●●地区○○地域(箇所)の□□世帯の皆さんは、・・・のため、避難勧告をします。△△避難所へ避難してください。」

・避難指示の放送例

「(チャイム) ●●地区○○地域(箇所)の□□世帯の皆さんは、・・・のため、避難指示をします。△△避難所へ避難してください。」

【解説】

●●には「地区名」が入る。

○○には「土砂災害特別警戒区域または土砂災害警戒区域」や「土砂災害警戒区域等の名称(地域・箇所)」が入る。

□□には「世帯数」が入る。

・・・には「注意報や警報、土砂災害警戒情報等の気象情報が発表された」や「強い雨が降り続くと予測される」等が入る。

△△には指定避難所名称が入る。

第4節 留意事項

(1) 深夜帯における避難勧告等の発令について

深夜帯にかけて大雨が予想される場合には、気象庁予報部と十分な調整を行った上で、夕方等早い段階に避難勧告・指示等を発令する検討を行う。

深夜であっても、避難勧告等を発令する場合があります、必要な態勢を確保するように努める。

(2) 土砂災害警戒区域内の公共施設について

土砂災害警戒区域内の公共施設が、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等(*1)の2階以上の建物の場合は、その組織の判断において、防災関係機関の職員は避難勧告対象外とし、屋内での支援業務等を継続する。ただし、避難指示及び土砂災害等の前触れがあった場合には、2階以上に避難する等屋内安全確保を行うよう指導する。

また、同施設は逃げ遅れた場合の緊急的な退避場所としても利用が検討される施設とする。

表 土砂災害警戒区域に含まれる公的な施設の状況

地区名	組織名	管理者	構造	階数
泉津	海のふるさと村 セントラルロッジ	指定管理者	鉄筋コンクリート造等	2 階
	泉津地域センター校舎 (旧泉津小学校校舎)	大島町	鉄筋コンクリート造等	2 階
岡田	岡田港船客待合所	東京都	鉄筋コンクリート造等	2 階
元町	元町港船客待合所	東京都	鉄筋コンクリート造等	2 階
	つばき小学校	大島町	鉄筋コンクリート造等	2 階
野増	野増公民館	大島町	鉄筋コンクリート造等	2 階

*1【土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等について】

鉄筋コンクリート（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造とするが、必要に応じて、土砂災害に対する施設の耐力の調査を専門家に依頼する。

第4章 避難対策及び避難計画

第1節 基本的な考え方

町は、土砂災害時の避難行動として、指定避難所や安全な場所に避難する、立ち退き避難を前提に避難勧告等を行う。逃げ遅れた場合や緊急的な対応として、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達する恐れがない上階（2階以上）に避難する屋内安全確保を行うよう指導する。

要配慮者については、第5章要配慮者の避難対策及び避難計画に記載する。

また、観光客等の一時滞在者については、第6章観光客等の一時滞在者の避難対策及び避難計画に記載する。

第2節 避難対象区域・避難対象者

地域防災計画：第5部災害予防計画（本編 p11～）

（1）避難対象区域

避難の対象となる区域は、平成27年6月30日に土砂災害防止法に基づく東京都の土砂災害警戒区域等の指定に基づき設定した、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」とした。

また、その他の地域についても、がけ、沢等が近くにある場合は、日頃より前兆現象等に注意し、身を守る行動をとるよう指導する。

（2）避難対象者

避難対象者は、避難対象区域内の住民及び観光客等の一時滞在者とする。土砂災害警戒区域ごとの避難者数は次の通りである。

表 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域と避難対象者数の一覧

地区 (行政区)	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域			
	町丁目別	避難対象者数*1		
		住民 ※外国人含(人)	一時滞在者*2 (人)	合計 (人)
泉津	泉津字福重	9	41	436
	泉津字木積場	17	67	
	泉津字木出場	5		
	泉津字不重	34		
	泉津字道下	18		
	泉津字河内	10		
	泉津	101		
	泉津字川の原	19		
	泉津字秋の原	13	30	
	泉津字波牛	4		
	泉津字大坂	2		
	泉津字腰の下	15		
	泉津字伊東無	9		
	泉津字峠	29		
	泉津字込内	11		
	岡田字七間沢	2		
岡田	岡田川の道	9		659
	岡田	181	80	
	岡田字助田	35	30	
	岡田字榎戸	4		
	岡田字笹郷	31		
	岡田字長坂	2		
	岡田字小堀	1		
	岡田字沢立	50		
	岡田字橋の本	26		
	岡田字新開	173	37	
北の山	元町字北の山	340	22	734
	元町字アイノウ	1		
	元町字風待	41		
	元町字上山	4		
	元町字仲中	13		
	元町字津倍付	31		
	元町字地の岡	262	17	
	元町字鼠つど	3		

※避難対象者数の想定は、大島町住民基本台帳平成27年11月2日時点の人口及び、一時滞在者(*2)とする。

一時滞在者数は、平成27年7月時点の宿泊施設(ホテル・旅館・ペンション、民宿等)における収容

人数に基づき、繁忙期・閑散期を考慮して6割とした。

表 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域と避難対象者数の一覧

地区 (行政区)	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域			
	町丁目別	避難対象者数*1		
		住民 ※外国人含(人)	一時滞在者*2 (人)	合計 (人)
元町	元町字北の山	2		
	元町字馬の背	139		
	元町字水溜	3		
	元町字仲野	127	20	
	元町字小清水	44		
	元町字黒まま	7		
	元町字大津	19		
	元町字オンダシ	14		
	元町字五輪	16		
	元町字金砂	3		
	元町字出払	85		
	元町字吉谷	4		
	元町字家の上	268		
	元町字大金砂	13		
	元町字丸塚	5		
	元町字神達	17		
	元町1丁目	312	163	
	元町2丁目	230	36	
	元町3丁目	275	154	
	元町4丁目	327	111	
	元町字出拂	11		
	元町字神田屋敷	20	30	
	元町字金つぼ	4		
	元町字下高洞道上	2		
	元町字大洞	2	8	
	元町字大昇	19		
	元町字橋の沢	2		2,492

※避難対象者数(*1)の想定は、大島町住民基本台帳平成27年11月2日時点の人口及び、一時滞在者(*2)とする。

一時滞在者数は、平成27年7月時点の宿泊施設(ホテル・旅館・ペンション、民宿等)における収容人数に基づき、繁忙期・閑散期を考慮して6割とした。

表 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域と避難対象者数の一覧

地区 (行政区)	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域			
	町丁目別	避難対象者数*1		
		住民 ※外国人含(人)	一時滞在者*2 (人)	合計 (人)
野増	野増字大宮	2		316
	野増	200		
	野増字のんなか	1		
	野増字マツコウ	11		
	野増字ヲクノクボ	1		
	野増字ツド	6		
	野増字ワダ	4		
	野増字王若	14		
	野増字王の上	3		
	野増字ゼンニョウ	10		
	野増字前の世	2		
	野増字イタイノサワ	1		
	野増字ヲワナ	25		
	野増字ツワイ	23		
	野増字エンシュウアイノウ	8		
	野増字下平	2		
	野増字上山、橋の沢、ツヅユ沢、アジコノナホウ、センバ、大石、ノムナカ	3		
間伏	野増字間伏	46	15	61
差木地	差木地	35		35
クダッチ	差木地字クダッチ	81		96
波浮港	波浮港	79		79
合 計		4,032	861	4,893

※避難対象者数（*1）の想定は、大島町住民基本台帳平成27年11月2日時点の人口及び、一時滞在者（*2）とする。

一時滞在者数は、平成27年7月時点の宿泊施設（ホテル・旅館・ペンション、民宿等）における収容

人数に基づき、繁忙期・閑散期を考慮して6割とした。

第3節 避難所の指定

地域防災計画：第17部避難者対策（本編 p79～）

（1）避難所指定の考え方

土砂災害時の避難所指定の考え方を下記に示す。

- ① 前節の避難対象区域に含まれていない建物を基本とする。
 - ② 原則として、小学校通学区域または地区（集落）を単位とする。
 - ③ 耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
 - ④ 避難所に受け入れる避難者数は、おおむね居室 3.3 m²あたり 2 人とする。
 - ⑤ 要配慮者を優先的に受け入れる福祉避難所を開設し、要配慮者は福祉避難所に避難するものとする。
- 他、地域防災計画第 17 部避難者対策（本編 p79～）に準ずる。

（2）指定避難所一覧

土砂災害時の指定避難所を次の通り指定する。

岡田地区及び北の山地区の避難者は、地区内に利用できる施設が不足しているため、他地区の避難所を利用する。

表 土砂災害時の指定避難所一覧

地区名	施設名 ◎は優先的に開設 ○は福祉避難所		住所	電話	利用可 能面積 (㎡)	受入可 能人数 (人)	管理者
泉津 (開拓地区 以外)	◎	泉津地域センター (旧泉津小体育館)	泉津字不重	2-9001	822	498	大島町
岡田 泉津 (開拓地区)	◎	第二中学校校舎 2・3 階	岡田字長坂 113	2-8033	683	414	大島町
		大島高校校舎	元町字八重の水	2-1431	810	491	東京都
北の山	◎	北の山公民館	元町字佐吾右衛 門野地	2-3525	475	288	大島町
		北の山地域センター (旧北の山小学校体育 館)	元町字佐吾右衛 門野地	2-2404	528	320	大島町
		大島高校校舎	元町字八重の水	2-1431	810	491	東京都
元町	○	大島町開発総合センタ ー【大島町役場併設】	元町 1-1-14	2-1443	582	353	大島町
	◎	大島高校体育館等	元町字八重の水	2-1431	4233	2565	東京都
野増	◎	野増地域センター2 階 (旧野増小学校校舎)	野増字大宮	2-2378	797	483	大島町
差木地 間伏	◎	差木地公民館	差木地 1	4-0441	610	370	大島町
		差木地地域センター (旧差木地小学校体育 館)	差木地 1	4-2062	797	483	大島町
クダッチ	◎	クダッチ老人福祉館	差木地字下原	4-1418	401	243	大島町
		つつじ小学校校舎	差木地字沖の根	4-0184	278	168	大島町
		第三中学校体育館	差木地字沖の根	4-0183	900	545	大島町
		大島海洋国際高校体育 館	差木地字下原	4-0385	2,020	1,224	東京都
波浮港	◎	波浮港老人福祉館	波浮港 6	4-0444	423	256	大島町
		波浮港地域センター (旧波浮小学校体育 館)	波浮港 17	4-0776	797	483	大島町

第4節 避難経路

地域防災計画：第17部避難対策第3節避難場所・避難所の安全化（本編 p83～）

第22部緊急輸送対策（本編 p113～）

町と大島支庁は、緊急物資輸送道路（第22部緊急輸送対策）として位置づけられている都道及び都道より避難所に通じる町道を主要な避難路として、防災関係機関と協力して警戒に努める。避難路上にがけ崩れ等の前兆があった場合は、防災関係機関および住民に周知し、避難者の安全確保を行う。その他、地域防災計画の第17部避難対策（以下抜粋）及び、第22部緊急輸送対策に準じて、対応を行う。

（1）避難場所・避難所までの道路の安全化

住民が避難場所等へ安全に避難できるよう、町及び防災関係機関では計画的に各避難場所、避難所に通ずる主要道路の整備・改良等に努め安全化を図るものとする。

- ・避難場所・避難所に通じる道路の整備
- ・避難する道路沿いの施設の安全化

第5節 避難方法

地域防災計画：第17部避難対策第5節避難方式（本編 p81～）

第22部緊急輸送対策（本編 p113～）

避難所への直接避難方式とし、避難者は、徒歩・自家用車等、自力で避難することを原則とする。

ただし、避難勧告範囲によっては、避難所までの距離が長い等、自力で移動が困難な者に配慮し、町は、大島旅客自動車（株）に大型バスの待機及び配車ならびに運行を要請し、大型バス等を手配するものとする。

表 バス保有台数

名 称	バス保有台数
大島旅客自動車（株）	19台

（平成27年5月現在）

第6節 避難誘導

地域防災計画：第8部防災活動の強化第3章自主防災組織の育成（本編 p34～）

第17部避難対策第4節避難誘導（本編 p81～）

（1）避難誘導の方針

町は、大島警察署及び消防団、自主防災組織、必要に応じて大島支庁の協力を得て、避難者を避難所に誘導する。

（2）避難誘導の役割

各防災関係機関の避難誘導時の役割は以下の通りとする。

【大島警察署】

- ① 避難準備、避難勧告または指示が出された場合には、町及び関係防災機関に協力し、あらかじめ指定された避難所等へ避難誘導する。
- ② 避難道路等の要所に誘導員を配置するなどして避難誘導にあたる。また、夜間の場合は照明器材を活用し誘導時の安全管理に配慮する。
- ③ 避難所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所の秩序維持に努める。
- ④ 避難勧告・指示に従わない者については、土砂災害の危険性等を説明し説得に努め、避難するよう指導する。

【大島町消防本部及び消防団】

- ① 消防機関は、消防車等のサイレン吹鳴や拡声及び広報車その他により当該地域の住民に周知を徹底し、特に危険地域からの避難誘導及び救援救助を主眼に行う。
- ② 避難準備、避難勧告または指示のほか、最適な避難方法の情報提供等を行う。
- ③ 避難が開始された場合は、消防団の活動により、避難誘導を行う。
- ④ 避難の勧告・指示が出された時点以降の活動は、避難所、避難路の安全確保に努める。

【自主防災組織】

- ① 避難勧告発令時、班単位での避難活動及び班員同士の避難誘導活動を行う。

第7節 避難所開設・運営

地域防災計画：第17部避難者対策（本編P79～）

（1）避難所の開設

避難準備・勧告・指示を出した場合は、地域ごとに指定した避難所を開設する。避難者数が増えた場合は、予備的な避難所を開設する。

必要に応じて避難所開設の支援を大島支庁・教育庁大島出張所・島しょ保健所大島出張所（以下「大島支庁等」とする）に要請する。その他、地域防災計画第17部避難対策（以下抜粋）に準じて開設する。

第1節 避難所の開設

1. 町本部長（町長）は、避難の準備・勧告・指示を出した場合は、直ちに避難所を開設する。また、勧告・指示等が出される前であっても、住民から避難所に避難したい旨の連絡や避難してきた場合には、直ちに避難所を開設する。
2. 民生部長は、町本部長（町長）から指示を受けた場合は、ただちに避難所に職員を派遣し、避難所の開設に必要な準備を行うものとする。
3. 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び大島警察署、消防団等関係機関に報告する。
4. 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
5. 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、町本部長（町長）は、災害の状況により期間を延長する必要があると判断した場合には、知事（都本部長）の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けるものとする。
6. 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
7. 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
8. 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

(2) 避難所の運営

必要に応じて避難所運営の支援を大島支庁等に要請する。

その他、地域防災計画第17部避難対策（以下抜粋）に準じて運営する。

第3節 避難所の管理運営

1. 町は、各避難所に職員を配置するとともに、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て、避難所の管理運営を行う。
2. 各避難所では、町職員と自主防災組織の役員等が連携して、各班単位に班員数の確認及び避難者名簿を作成し、各避難所での避難住民を把握し、町本部に報告する。
3. 避難所に指定されている学校の校長は、町職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定しておくものとする。
4. 避難所に避難した住民に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うために、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を可能な範囲で行うものとする。
5. 避難所では、性別を踏まえたプライバシーへの配慮と良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。
6. 各避難所配置職員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 避難所の開設（閉鎖）に関すること
 - (2) 避難所の受付に関すること
 - (3) 避難者の把握に関すること
 - (4) 避難所の記録に関すること
 - (5) 避難所の給食に関すること
 - (6) 物資、食糧の受払いに関すること
 - (7) ボランティアの受け入れに関すること
 - (8) その他状況に応じた必要事項

第8節 避難所設備・機能

町は、平時より避難所で避難者を受け入れるために必要な設備・機能の確保に努める。

(1) 避難所の建物の安全化

避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、必要な改修の実施に努め、安全性の確認・確保を図るものとする。

(2) 駐車場の確保

町は、避難所または避難所付近の安全な場所に、自家用車で避難する避難者のための駐車スペースを確保する。

(3) 停電の備え

町は、停電等に対応するための非常用電源の確保に努める。

(4) 冷暖房設備の確保と維持

町は、避難所に指定した建物の冷暖房設備について確保し、必要に応じて点検や維持管理に努める。

(5) 衛生管理

町は、避難所における感染症及び食中毒等の発生を予防するため、衛生状態を良好に保つ等の、必要な措置の確保に努める。

(6) 多目的トイレ等の整備

町は、多目的トイレの整備等、ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備に努める。

【多目的トイレ】

車いすを使用している方などが利用できるよう、入口の幅が広く、開閉しやすい戸とし、また、内部は車いすが回転できるようスペースを広く確保し、便座に移る際に使用する手すりの設置、座位を保てるよう背もたれや手洗い設備の上下端の高さの調整、呼出装置等の配慮がされたもの。

第9節 備蓄計画

地域防災計画：第21部飲料水・食料・生活必需品等の供給（本編 p108～）

町は、平時より各避難所へ必要な備蓄品を移動しておく。不足した場合は、防災関係機関に協力を要請し補充する。

応急給水に関する活動、食料品（主食、調製粉乳、副食品）、生活必需品の確保及び配布の計画については、地域防災計画第21部飲料水・食料・生活必需品の供給に準ずる。

第5章 要配慮者の避難対策及び避難計画

第1節 基本的な考え方

地域防災計画：第8部防災活動の強化 第5章要配慮者への対策（p36～）

町は、要配慮者対策班を設置し、要配慮者への避難準備情報が発令された場合、関係機関と連携して、すべての避難行動要支援者に対して、所在確認及び避難支援を行い、避難生活を介助するほか、避難行動要支援者名簿掲載者以外の要配慮者（高齢者や傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等）の避難支援にも努める。

（１）「要配慮者対策班」等の設置

災害時において町は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を災対民生部内に設置し、避難行動要支援者に対して、安否確認を含む状況の把握及び支援サービスの提供等に取り組む。また、災対民生部は、要配慮者対策班等からの情報を一元的に収集するとともに、各関係機関の協力を得て、医療施設、特養老人ホーム、福祉施設等、要配慮者施設の被災状況をはじめ、要配慮者対策を進めるうえで必要な情報収集に努める。

(2) 名簿作成

町は、避難行動要支援者名簿を作成し、氏名や連絡先の他、下記の項目について詳細な情報収集及び状況把握を行っている。避難行動要支援者名簿によって把握された情報に基づき、避難行動要支援者避難支援プランを作成し、避難誘導を行う。また、必要な設備や備蓄品等の確保に努める。

表 名簿の管理項目

管理項目	内容
避難行動要支援者区分	以下のいずれかに該当し、かつ家族等の支援が得られず避難支援を必要とする者。 ①介護保険要介護度1～5の認定者、②一人暮らしまたは高齢者世帯のうち自ら避難することが困難な者、③身体・知的・精神障がい者、④在宅治療、療養等患者、⑤上記①、②以外で、民生委員等の情報により、町長が災害時に避難支援等が必要と判断した者
認知症	①あり、②なし
移動・歩行	①担送、②リクライニング、③車いす（全介助）、④車いす、⑤歩行器、⑥押し車、⑦介助歩行、⑧二本杖歩行、⑨杖歩行、⑩独歩（見守り）、⑪独歩
食事	①ふつう、②かゆ、③かゆ、きざみ、④きざみ、とろみ、⑤ペースト、⑥経管栄養、⑦特別食（疾患別）
排泄	①オムツ全介助、②介助、③声かけ・一部介助、④ほぼ自立、⑤自立、⑥Pトイレ介助、⑦Pトイレほぼ自立
移動方法	①担架・担送、②車いす車両、③普通車両、④普通（低）、⑤軽自動車、⑥不要
危険地域	①土砂災害特別警戒区域、②土砂災害警戒区域
避難先	①一般避難所②福祉避難所③ベッドの可否
同居・同敷地内家族	同居家族の状況

第2節 避難対象区域・避難対象者

(1) 避難対象区域

第4章第2節避難対象区域に準ずる。

(2) 避難対象者

避難対象区域内の避難行動要支援者名簿の掲載者とする。

大島町においては、以下のとおり定義する。

以下のいずれかに該当し、かつ家族等の支援が得られず避難支援を必要とする者。

- ① 介護保険要介護度1～5の認定者
- ② 一人暮らしまたは高齢者世帯のうち自ら避難することが困難な者
- ③ 身体・知的・精神障がい者
- ④ 在宅治療、療養等患者
- ⑤ 上記①、②以外で、民生委員等の情報により、町長が災害時に避難支援等が必要と判断した者。

地域ごとの避難行動要支援者の数は次の通りである。

表 避難対象区域内の避難行動要支援者名簿掲載者数

地区 (行政区)	町丁目別	避難行動要支援者人口※平成27年11月 (人)		
		特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域 (イエローゾーン)	合計
泉津	泉津字福重	1	6	7
	泉津字木積場			
	泉津字木出場			
	泉津字不重			
	泉津字道下			
	泉津字河内			
	泉津			
	泉津字川の原			
	泉津字秋の原			
	泉津字波牛			
	泉津字大坂			
	泉津字腰の下			
	泉津字伊東無			
	泉津字峠			
	泉津字込内			
	岡田字七間沢			
	泉津字原野			
岡田	岡田川の道	0	11	11
	岡田			
	岡田字助田			
	岡田字榎戸			
	岡田字笹郷			
	岡田字長坂			
	岡田字小堀			
	岡田字沢立			
	岡田字橋の本			
	岡田字新開			
	岡田字大久保、平浜、北野			
北の山	元町字北の山	0	10	10
	元町字アイノウ			
	元町字風待			
	元町字上山			
	元町字仲中			
	元町字津倍付			
	元町字地の岡			
	元町字鼠つど			
	元町字佐吾右衛門野地			
	元町字野地、北野、赤禿			

表 避難対象区域内の避難行動要支援者名簿掲載者数

地区 (行政区)	町丁目別	避難行動要支援者人口※平成27年11月 (人)		
		特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域 (イエローゾーン)	合計
元町	元町字北の山			
	元町字馬の背			
	元町字水溜			
	元町字仲野			
	元町字小清水			
	元町字黒まま			
	元町字大津			
	元町字オンダン			
	元町字五輪			
	元町字金砂			
	元町字出払			
	元町字吉谷			
	元町字家の上			
	元町字大金砂			
	元町字丸塚			
	元町字神達			
	元町1丁目			
	元町2丁目			
	元町3丁目			
	元町4丁目			
	元町字出拂			
	元町字神田屋敷			
	元町字金つぼ			
	元町字下高洞道上			
	元町字大洞			
	元町字大昇			
	元町字橋の沢			
	元町字みたき堂、ホチマツ、八重の水、新込、神明、和泉、木橋の尾	0	41	41

表 避難対象区域内の避難行動要支援者名簿掲載者数

地区 (行政区)	町丁目別	避難行動要支援者人口※平成27年11月 (人)		
		特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域 (イエローゾーン)	合計
野増	野増字大宮	0	7	7
	野増			
	野増字のんなか			
	野増字マツコウ			
	野増字ヲクノクボ			
	野増字ツド			
	野増字ワダ			
	野増字王若			
	野増字王の上			
	野増字ゼンニョウ			
	野増字前の世			
	野増字イタイノサワ			
	野増字クヅアラ			
	野増字ヲワナ			
	野増字ツワイ			
	野増字エンシュウアイノウ			
	野増字下平			
	波浮港			
	野増字上山、橋の沢、ツヅム沢、アジコノナホウ、センバ、大石、ノムナカ			
間伏	野増字間伏	0	1	1
差木地	差木地	0	5	5
クダッチ	差木地字クダッチ	0	0	0
波浮港	波浮港	0	0	0
合 計		1	81	82

第3節 避難所の指定

地域防災計画：第17部避難者対策（本編 p79～）

避難行動要支援者等を受け入れる避難所（福祉避難所）は、以下の通りとし、福祉避難所を優先的に開設する。

表 福祉避難所一覧

種別	施設名	電話番号
福祉避難所	大島町開発総合センター (大島町町役場併設)	2－1462（住民課）
		2－1471（福祉けんこう課）

ただし、障害の程度や医療的ケアの有無等を考慮し、一般避難所でも耐えられると判断される者については、一般避難所へ避難誘導する。

また、必要に応じて、地域防災計画 17 部避難者対策において協定書を締結している知的更生入所施設（大島恵の園、第2大島恵の園）も開設する。

第4節 避難経路

第4章第4節避難経路に準ずる。

第5節 避難方法

住民への避難勧告が発令される見込みのある場合は、町は、すべての避難行動要支援者に対して、電話等で連絡し、避難意向を確認する。

避難意向があると確認された者については、町及び社会福祉協議会と大島老人ホームのケアマネージャー等が連携し、個別に車等を使って避難支援を行う。大島支庁等は、町の要請に基づき、避難誘導を支援する。

避難指示が発令された場合、町は、速やかに避難行動要支援者に対して避難を強く説得し、避難に応じた者については、社会福祉協議会等と連携して避難誘導を行う。大島支庁等は、町の要請に基づき、避難誘導を支援する。

町は、平時より福祉車両の台数把握に努める。

表 要配慮者向けの福祉車両の保有状況

車両種別	装備品	社会福祉協議会	大島老人ホーム 高齢者在宅サービスセンター
軽自動車	電動リフト付き	1	1
	スロープ付	1	2
ワゴン車	スロープ付もしくは 電動リフト付	2	4
ワゴン車（大）	リフト付 ストレッチャー可		3
	移動人工透析車両	1	

第6節 避難誘導

町は、防災関係機関と協力し、避難誘導に努める。必要に応じて、防災関係機関に協力を要請する。
防災関係機関の役割は以下の通りとする。他の組織については、第4章第6節避難誘導に準ずる。

【社会福祉協議会・福祉関係者】

土砂災害の恐れのある時は、町との連絡態勢を取り、避難行動要支援者への避難支援（情報伝達・避難誘導）を行う。

誘導の際は、避難行動要支援者の移動方法に応じた誘導を行うこととし、必要な車いす等の機材や福祉車両等は事前に手配するものとする。

第7節 避難所開設・運営

(1) 基本的な考え方

避難準備・勧告・指示を出した場合は、福祉避難所を開設する。

(2) 開設の連絡

福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、大島支庁等及び大島警察署、消防団等関係機関に連絡するものとする。

(3) 運営主体および連携、運営の補助

福祉避難所は、町が運営する。大島支庁等は、町の要請に基づき、福祉避難所の運営を支援する。

(4) 健康管理

町は、透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者については、医療施設との情報交換と医療体制の状況把握を行い、島しょ保健所大島出張所（以下「保健所」とする）と連携して必要な支援を行う。また、自宅や避難所等で生活する要配慮者等の心身の健康管理についても、保健所と連携を図り、巡回健康相談体制の確保に努める。

(5) 衛生管理

町は、避難所の衛生管理について保健所と連携し、感染症及び食中毒の予防に努める。

その他、第4章第7節避難所開設・運営に準ずる。

第8節 避難所設備・機能

(1) 避難所の建物の安全化

避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、必要な改修の実施に努め、安全性の確認・確保を図るものとする。

(2) 駐車場の確保

町は、避難所または避難所付近の安全な場所に、自家用車で避難する避難者のための駐車スペースを確保する。

(3) 停電の備え

町は、停電等に対応するための非常用電源の確保に努める。

(4) 冷暖房設備の確保と維持

町は、避難所に指定した建物の冷暖房設備について確保し、必要に応じて点検や維持管理に努める。

(5) 多目的トイレ等の整備

町は、多目的トイレの整備等ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備に努める。

【多目的トイレ】

車いすを使用している方などが利用できるよう、入口の幅が広く、開閉しやすい戸とし、また、内部は車いすが回転できるようスペースを広く確保し、便座に移る際に使用する手すりの設置、座位を保てるよう背もたれや手洗い設備の上下端の高さの調整、呼出装置等の配慮がされたもの。

【オストメイト対応トイレ】

オストメイト（人口肛門や人工ぼうこうを使用されている方）が排泄物の処理、ストーマ用装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯等を行う設備が設置されたもの。

(6) 福祉設備の確保

必要な医療機器や福祉機器を確保するため、大島支庁等、防災関係機関と協力して調達及び輸送等に努める。

第9節 備蓄計画

地域防災計画：第21部飲料水・食料・生活必需品等の供給（本編 p108～）

町は、東京都・各防災関係機関と協力し、平時より各避難所へ必要な備蓄品の備蓄に努めることとする。
不足した場合は、防災関係機関に協力を要請し補充する。

町は、食生活の多様化や高齢者や障害者、乳幼児等に配慮した食料備蓄の整備を進め、備蓄品目、備蓄量に関し、きめ細かな備蓄計画の策定に努めるものとする。

表 避難行動要支援者における食事の種類

かゆ
かゆ、きざみ
きざみ、とろみ
ペースト
経管栄養
特別食（疾患別）

応急給水に関する活動、食料品（主食、調製粉乳、副食品）、生活必需品の確保及び配布の計画については、地域防災計画第21部飲料水・食料・生活必需品の供給に準ずる。

第10節 その他

(1) 大島医療センターの入院患者等について

土砂災害警戒区域に含まれる大島医療センターについては、避難勧告等発令時の入院患者等の対応は町と指定管理者が協議して避難判断を行う。

(2) その他の要配慮者について

避難行動要支援者名簿掲載者以外の要配慮者（高齢者や傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等）についても、避難支援を行うよう配慮するものとする。

(3) 島外避難について

高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、重症患者等の要配慮者は、施設設備やプライバシー、また、医療的観察等の必要性及び衛生状態等の問題から、島内の避難所での集団生活は困難であることが想定される。そのため、要配慮者について島外の施設または医療機関等への移送が必要と判断した場合、町本部長（町長）は、要配慮者の島外への移送について大島支庁長（地方隊長）に要請する。

第6章 観光客等の一時滞在者の避難対策及び避難計画

地域防災計画：第8部防災活動の強化第3章第3節 外国人・観光客等の安全対策（p38）

第1節 基本的な考え方

町は、土砂災害の危険性が切迫した地域における観光客等の一時滞在者への支援を、住民と同じように対応する。観光客や一時滞在者が避難対象区域内の宿泊施設等に滞在していた場合、避難対象区域外へ立ち退き避難するよう避難勧告または指示するものとする。

町は、避難所へ適切に誘導し、避難所生活を支援する。島外への移動の準備が整い次第、安全を確認し適切に誘導するものとする。

第3節 外国人・観光客等の安全対策

町は、日本語の不自由な外国人を対象に、災害時の状況に応じてどのように行動すればよいかを周知するための英語等の防災手帳等を整備するよう努める。また、外国人を含め、大島を訪れる観光客や一時滞在者については、地理の不精通な状況を勘案し、防災パンフレット等の配布、避難経路及び避難場所等の標識の明示、観光関連事業者と連携した情報提供体制、さらに、自主防災組織の協力による避難誘導体制の整備を図り、外国人、観光客等を災害から守る防災対策の一層の充実を図る。

（地域防災計画第8部防災活動の強化より抜粋）

第2節 避難対象区域・避難対象者

第4章第5節避難対象区域・避難対象者に準ずる。

第3節 避難所の指定

第4章第3節避難所の指定に準ずる。

第4節 避難経路

第4章第4節避難経路に準ずる。

第5節 避難方法

観光客や一時滞在者においても、避難所への直接避難方式とし、徒歩・レンタカー等、自力で避難することを原則とする。

ただし、避難勧告範囲によっては、避難所までの距離が長い等、自力で移動が困難な者に配慮し、町は、大島旅客自動車（株）に大型バスの待機及び配車ならびに運行を要請し、大型バス等を手配するものとする。

第6節 避難誘導

地域防災計画：第8部防災活動の強化第3章第5節事業所及び施設等の自主防災活動（p35）

町は、防災関係機関と協力し、観光客等一時滞在者の避難誘導に努める。必要に応じて、防災関係機関及び観光施設等管理者及び宿泊施設管理者に協力を要請する。

【観光施設等管理者及び宿泊施設管理者】

気象庁から発表される大雨警報等の気象情報や、大島町からの注意喚起及び避難勧告等の発令情報の把握に努め、施設利用者に対して、気象情報や避難経路、避難所等、必要な情報提供を行う。

宿泊施設管理者は、大島町から避難勧告または避難指示が発令された場合、宿泊者に対して避難所への避難を勧告するとともに、自力での避難が困難な宿泊者に対しては、営業車等を活用して避難誘導に努める。

他の組織については、第4章第6節避難誘導に準ずる。

第7節 避難所開設・運営

避難所では、避難者名簿を作成し、住民以外の避難者の数についても適切に把握する。
その他、第4章第7節避難所開設・運営に準ずる。

第8節 避難所設備・機能

第4章第8節避難所設備に準ずる。

第9節 備蓄計画

第4章第9節備蓄計画に準ずる。

第10節 その他

島外へ移動できる準備が整い次第、安全を確認し適切に誘導するものとする。

第7章 土砂災害に対する備え

第1節 基本的な考え方

土砂災害に対する備えについては、まず、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的な事項を周知徹底させ、実行させることが重要である。町の広報やホームページでの周知、ハザードマップ配布、住民説明会、避難訓練、学校での防災教育等、様々な機会をとらえて土砂災害の特性、避難時の心得、避難勧告等の基準、避難方法、避難所の位置（所在地）について周知し啓発を行う。

第2節 内容

町は以下の項目について、地域住民に対し広く啓発する。

(重要な項目)

土砂災害警戒区域等警戒避難体制の基準

土砂災害警戒区域等の地域

土砂災害における指定避難所

屋内安全確保の方法

警戒避難体制基準の留意事項

避難と準備の心得

気象情報等の入手方法

町の情報伝達方法

(日頃の備え)

非常用持ち出し袋などの家庭での備え

自宅周辺の安全確認方法

要配慮者の地域での見守り

(土砂災害の危険性)

土砂災害の発生しやすい時期

土砂災害の特徴、前ぶれ

土砂災害の被害事例

土砂災害の危険性

(土砂災害から身を守る)

自分自身で行う避難行動のタイミングの判断方法や行動指針

避難所までの移動方法

避難する時のポイント

要配慮者・観光客等の支援方法

第3節 啓発の手段

(1) 広報紙やインターネットを活用した広報

広報おおしまや、町のホームページ、Twitter等のソーシャルネットワーキングサービスを活用して、広く土砂災害に関する情報を周知する。

(2) 土砂災害ハザードマップの作成と配布

土砂災害ハザードマップおよび土砂災害に備えるための心得等をまとめたリーフレットを配布する。また地域センターや学校等の公共施設にハザードマップを配布し、掲示する。

(3) 防災の手引き（風水害編）の作成と配布

自助・共助の観点から、土砂災害への日頃の備え、土砂災害の危険性、避難勧告等の基準、避難所および避難経路の確認、土砂災害から身を守る方法等を日頃より確認できるガイドブックを作成し、配布する。

(4) 観光客等への広報

観光客向けに災害時の避難行動を周知するために必要な情報をポスターやパンフレット等を通じて配布する。宿泊施設や観光施設に配布、掲示する。

(5) 避難訓練

自主防災組織等と連携し、住民が主体になった避難訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努める。土砂災害ハザードマップを活用し、避難所までの避難経路や避難方法を確認し、避難誘導等の訓練を行う。持ち出し品の準備や避難生活の体験等を実施する。

(6) 情報伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法、住民への情報周知等の訓練を定期的に実施する。

(7) 防災教育

町および学校は、関係職員及び児童・生徒等に対して、土砂災害に対する防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図る。

第8章 その他

避難計画に定めがない事項については、地域防災計画本編に準ずるものとする。

別添 1 気象庁の発表情報に基づく避難行動計画

気象庁の発表情報に基づく避難行動計画							土砂災害が発生
気象庁が 発表する情報		大雨に関する気象情報 雨量予測資料・注意報等予想される場合は、AM5:30 及びPM5:30 に発表	大雨注意報 大雨注意報の 土壌雨量指数基準超過	大雨警報(土砂災害) 大雨警報の 土壌雨量指数基準を超過	土砂災害警戒情報 予想で 土砂災害警戒基準を超過	土砂災害警戒情報 実況で 土砂災害警戒基準を超過	伊豆大島における土砂災害と 雨量の関係に知見に基づく 雨量が予想される または実況で達した場合
大島町	全般的	・情報連絡態勢の確保 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・気象庁とホットラインにて 状況確認	・情報連絡態勢の確保 ・東京都総務局総合防災部より FAX を受領及び受令確認 ・警戒すべき地域の巡視 ・気象情報周知と注意呼びかけ （防災行政無線） ・気象庁とホットラインにて状況確認 ・消防本部、警察等防災関係機関と連絡調整を実施（以降、随時実施）	・情報連絡態勢の確保 ・東京都総務局総合防災部より FAX を受領及び受令確認 ・避難所の開設・準備 ・気象情報周知と注意呼びかけ （防災行政無線） ・気象庁とホットラインにて状況確認	・情報連絡態勢の確保 ・東京都総務局総合防災部より FAX を受領及び受令確認 ・避難所の開設・準備 ・気象情報周知(防災行政無線) ・気象庁とホットラインにて状況確認		・状況確認 ・関係機関へ報告 ・状況により災害対策本部の設置及び災害派遣要請依頼
	特別警戒区域内		・注意喚起の放送	・避難準備情報の発表 ・要支援者への支援開始	・避難勧告の発令	・避難指示の発令(防災行政無線、広報車、災害情報共有システム(Lアラート)など)	
	警戒区域内		・注意喚起の放送		・避難準備情報の発表 ・要支援者への支援開始	・避難勧告の発令	・避難指示の発令(防災行政無線、広報車、災害情報共有システム(Lアラート)など)

気象庁の発表情報に基づく避難行動計画								土砂災害が発生
気象庁が 発表する情報		大雨に関する気象情報 雨量予測資料・注意報等予想される場合は、AM5:30 及びPM5:30 に発表	大雨注意報 大雨注意報の 土壌雨量指数基準超過	大雨警報(土砂災害) 大雨警報の 土壌雨量指数基準を超過	土砂災害警戒情報 予想で 土砂災害警戒基準を超過	土砂災害警戒情報 実況で 土砂災害警戒基準を超過	伊豆大島における土砂災害と 雨量の関係に知見に基づく 雨量が予想される または実況で達した場合	
消防本部 ・消防団			・消防団本部幹部情報連絡態勢	・各分団幹部情報連絡態勢	・団幹部、消防本部、町役場他関係機関と今後の対応協議 ・団員自宅待機、出動態勢準備 ・状況により団員出動			・団員出動
住民	特別警戒 区域内	・気象情報、テレビ、防災行政無線放送等に注意	・気象情報や防災行政無線放送に注意	・避難準備	・避難を開始	・避難が完了していない方は直ちに避難 ・危険が差し迫っている場合、生命を守る行動を取る		
	警戒 区域内	・気象情報、テレビ、防災行政無線放送等に注意	・気象情報や防災行政無線放送に注意		・避難準備	・避難を開始	・避難が完了していない方は直ちに避難 ・危険が差し迫っている場合、生命を守る行動を取る	
要配慮者	特別警戒 区域内	・気象情報、テレビ、防災行政無線放送等に注意	・気象情報や防災行政無線放送に注意	・要支援者など、避難に時間のかかる方で、避難を希望する方は避難を開始	・避難を開始	・避難が完了していない方は直ちに避難 ・危険が差し迫っている場合、生命を守る行動を取る		
	警戒 区域内	・気象情報、テレビ、防災行政無線放送等に注意	・気象情報や防災行政無線放送に注意		・要支援者など、避難に時間のかかる方で、避難を希望する方は避難を開始	・避難を開始	・避難が完了していない方は直ちに避難 ・危険が差し迫っている場合、生命を守る行動を取る	
観光客		・住民と同一行動	・住民と同一行動	・住民と同一行動	・住民と同一行動	・住民と同一行動	・住民と同一行動	・住民と同一行動 ・島外へ移動準備

別添 2 気象庁予報部発表の警報・注意報発表基準一覧

警報・注意報発表基準一覧表

平成26年10月9日現在
発表官署 気象庁予報部

大島町	府県予報区	東京都		
	一次細分区域	伊豆諸島北部		
	市町村等をまとめた地域	大島		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116
	洪水		雨量基準	1時間雨量70mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	25m/s ^{*1}
	暴風雪		平均風速	—
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	6.0m
注意報	高潮		潮位	2.5m
	大雨		雨量基準	1時間雨量40mm
			土壌雨量指数基準	98
	洪水		雨量基準	1時間雨量40mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	15m/s ^{*2}
	風雪		平均風速	—
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	2.0m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度30%で実効湿度60%		
	なだれ			
	低温	冬期(最低気温):-2℃以下		
	霜	早霜・晩霜期 最低気温3℃以下		
	着氷・着雪			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1 大島特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。

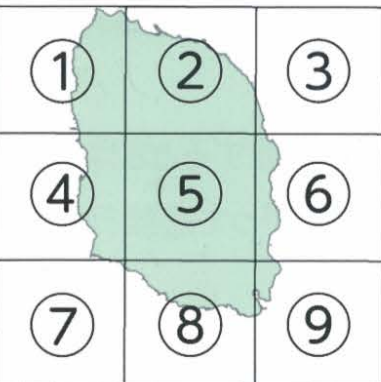
*2 大島特別地域気象観測所の観測値は12m/sを目安とする。

別添3 「土砂災害警戒区域等警戒避難体制の基準」(住民説明資料)

平成27年4月28日現在

特別警戒区域内(レッドゾーン)		気象情報及び 土砂災害警戒判定 メッシュ情報	警戒区域内(イエローゾーン)	
町民の行動	大島町の対応		大島町の対応	町民の行動
気象情報や防災行政無線放送に注意	注意喚起の放送	・大雨注意報 ・大雨注意報の土壌雨量指数基準超過 	注意喚起の放送	気象情報や防災行政無線放送に注意
要支援者など、避難に時間のかかる方で、避難を希望する方は、避難を開始。それ以外の方は、避難準備	避難準備情報の発表 要支援者への支援開始	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報の土壌雨量指数基準を超過 		
避難を開始	避難勧告の発令	・土砂災害警戒情報 ・予想で土砂災害警戒基準を超過 	避難準備情報の発表 要支援者への支援開始	要支援者など、避難に時間のかかる方で、避難を希望する方は、避難を開始。それ以外の方は、避難準備
避難が完了していない方は、直ちに避難 危険が差し迫っている場合、生命を守る行動を取る	避難指示の発令	・土砂災害警戒情報 ・実況で土砂災害警戒基準を超過 	避難勧告の発令	避難を開始
		伊豆大島における土砂災害と雨量の関係に知見に基づく雨量が予想されるまたは実況で達した場合	避難指示の発令	避難が完了していない方は、直ちに避難。危険が差し迫っている場合、生命を守る行動を取る。

土砂災害警戒判定メッシュ情報



メッシュ情報の見方

-  実況で土砂災害警戒基準を超過
-  予想で土砂災害警戒基準を超過
-  大雨警報の土壌雨量指数基準を超過
-  大雨注意報の土壌雨量指数基準を超過
-  大雨注意報の土壌雨量指数基準未滿

避難勧告等を判断する防災気象情報の種類	避難行動の考え方	基準の留意事項
【大雨注意報】 防災体制の設定、避難準備情報の発令の判断材料とします。 【大雨警報(土砂災害)】 避難準備情報等の発令の判断材料とします。 【土砂災害警戒情報】 避難勧告及び避難指示の発令の判断材料とします。 【記録的短時間大雨情報】 避難勧告及び避難指示の発令の判断材料とします。 【大雨特別警報】 避難勧告・避難指示の対象地域の再検討の材料とします。 【土砂災害警戒判定メッシュ情報】 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令の判断材料とします。 【東京都が提供する土砂災害危険度を詳しく示した情報】 避難勧告等の発令の材料とします。	【避難準備情報】 災害の発生する可能性が高まった状況であり、避難行動要支援者の方は避難を開始します。また、一般の方は、家族との連絡や非常用持出品の用意など避難の準備を開始します。 【避難勧告】 災害の発生する可能性が明らかに高まった状況であり、一般の方々は、計画された避難所へ避難を開始します。 【避難指示】 前兆現象の発生や災害の発生する危険性が非常に高い状況であり、避難中の方々は確実に避難行動を完了してください。 ※生命を守る行動：土砂災害においては、基本的に早めの立ち退き避難を行う必要がありますが、外にでるのが危険な場合などは、十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物の上階への屋内安全確保(垂直避難または待避)の対応をとってください。	●気象庁が発表する気象情報は、大島町全域が対象となります。町が行う避難勧告などの発令は、土砂災害警戒判定メッシュ情報を基に、どの地域に危険性があるか確認して、判断します。土砂災害警戒情報などが発表されても、大島町全域に避難勧告などが発令されるわけではありません。 ●台風の接近で暴風、雨の状況等で避難が難しいときは、基準より早く避難行動を行う場合があります。また、気象警報が発表されても実況で降水量が少ない場合は避難勧告などが発令されない場合があります。 ●地区によっては、避難所が数箇所ありますが、避難の勧告・発令の際には対象地域と避難所を防災行政無線放送、Twitter、テレビのデータ放送等で周知します。

問合せ先：大島町役場防災対策室 04992-2-0035

別添 4 「避難準備と避難の心得」及び「備蓄・非常用持ち出し品リスト」(住民説明資料)

避難準備と避難の心得

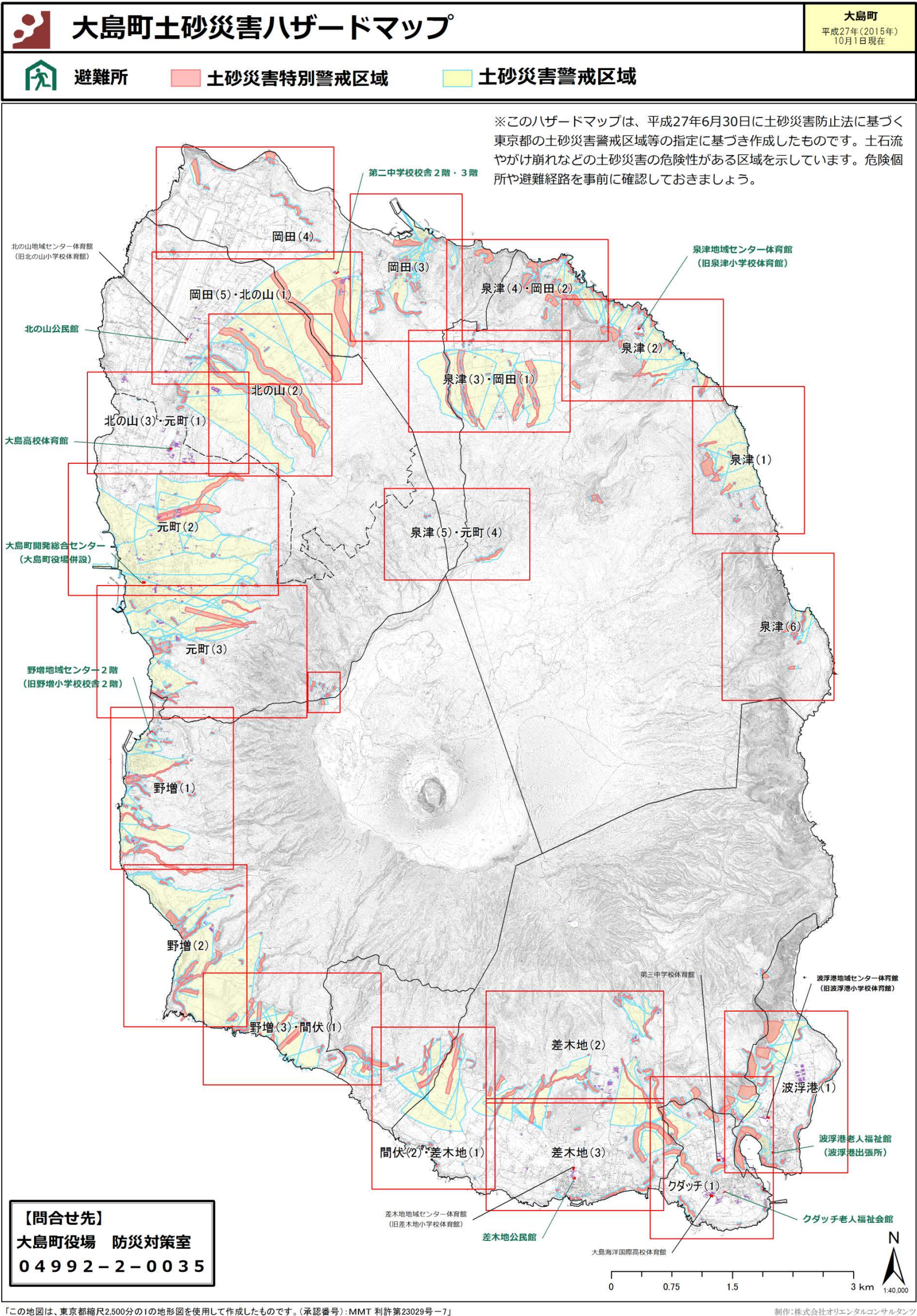
- 避難所、経路、自宅や周辺の危険個所の確認をおきましょう。
- 避難するときは防災行政無線放送の内容や消防団員の指示などにしたがって避難行動をしてください。
- 隣近所で声を掛け合い、高齢者などの安全に配慮してください。
- 逃げ遅れた場合、崖崩れや沢の氾濫が発生しているときに外へ出ると危険な場合もありますので、近所の頑丈な建物の2階など安全な場所へ避難するなど身の安全を守る行動をとってください。
- 崖崩れなどの前兆現象には、地鳴り、山鳴り、石のぶつかる音、落石、地面のひび割れ、盛り上がり、水の濁り、斜面からの噴出しなどがあります。現象があった場合は、直ちに避難してください(前兆がない場合もあります)。
- 警戒区域以外でも、崖、沢などが近くにある場合は、日頃より前兆現象などに注意し、身を守る行動を確認しておきましょう。

備蓄・非常時持ち出し品リスト

- いざというときに支障がないように、食品類の賞味期限や持出用品の不備を定期的に点検しましょう。また、自宅だけではなく、職場などにも準備し、いつ起こるかわからない災害に備えることも大切です。
- 各避難所にはアルファ化米、カップラーメン、水、安眠マット、毛布などは用意していますが、各ご家庭でいざという時に何が必要か話し合っておき、必要な持ち出し品を整理しておきましょう。

☐	貴重品	現金(小銭も)・貯金通帳・印鑑・身分証明書・権利書 など
☐	食料	簡易食料(乾パンなど)・缶詰・レトルト食品・アレルギー対応食品 など
☐	飲料水	ペットボトル入り飲料水 など
☐	食事用具	皿・コップ(紙、プラスチック)・割り箸・スプーン など
☐	日用品	ポリ袋・ライター・ヘルメット(防災頭巾)・笛・ブザー・万能ナイフ・缶切り・包装用ラップ・水筒・カイロ・ティッシュ・ウエットティッシュ など
☐	照明・情報	懐中電灯(予備電池も含む)・携帯電話・充電器・携帯ラジオ(予備電池も含む)・メモ帳・筆記用具・家族、親族、知人連絡先一覧 など
☐	応急医薬品	救急セット・常備薬・持病薬・三角巾 など
☐	衣類・タオル	下着・靴下・軍手・雨具・運動靴・タオル など
☐	その他	粉ミルク・ほ乳瓶・離乳食・紙おむつ(乳幼児、高齢者用)・おしりふき・生理用品 など

問合せ先：大島町役場防災対策室 04992-2-0035



「この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものです。〈承認番号〉:MMT 利許第23029号-7」

制作:株式会社オリエンタルコンサルタンツ